

「平成 30 年分公的年金等の源泉徴収票の記載のしかた」の正誤表

○ 訂正箇所（下線を付した箇所が訂正箇所です。）

該当頁	誤	正
<p>P 2 ⑥源泉控除対象配偶者の有無等の記載すべき事項</p>	<p>源泉控除対象配偶者を有している場合で、源泉控除対象配偶者が<u>年齢 70 歳以上</u>の場合は「老人」欄に★印を記載します。そうでない場合は「一般」欄に★印を記載します。</p>	<p>源泉控除対象配偶者を有している場合で、源泉控除対象配偶者が<u>老人控除対象配偶者（年齢が 70 歳以上かつ合計所得金額が 38 万円以下である方）</u>である場合は「老人」欄に★印を記載します。そうでない場合は「一般」欄に★印を記載します。</p>